

秘密保護法運用閣議決定

戦前に逆戻り 知らないうちに戦時体制に

秘密保護法は廃止に

昨年、圧倒的多数の国民が反対する中、強行成立された「特定秘密保護法」が12月10日に施行されようとしています。10月14日には、その運用基準等が閣議決定されました。

その内容は、◆秘密の範囲が軍事、原発などを含む非常に広い範囲となっている。◆本来秘密としてはいけぬ違法・不当な秘密指定や政府の腐敗行為、大規模な環境汚染の事実等の秘密指定を禁止する規定がない。◆政府の恣意的な秘密指定を防ぐため、国際的常識である秘密指定行政機関から完全に独立した公正な第三者機関が設置されない。◆不当に逮捕されても理由を知ることなく公判手続が強制されるなど、重大な問題を含んでいます。

このまま施行されれば「理由もわからず突然逮捕され最悪10年投獄される」「何も知らされず、ある日突然戦争がはじまり、命も財産も差し出さなければならなくなる」ということが起る可能性が現実のものになっていきます。

秘密保護法は、集団的自衛権の行使とセットです。められ、国民の人権より大企業の利益を優先するものです。武力で平和は守れません。アメリカの「イスラム国」への攻撃は、「イスラム国」をますます増長させています。武力によらない解決方法を求められます。

これに反対する運動は、青年を先頭に全国各地でひろがっています。署名や集会、デモへの参加など、力をあわせましょう！

集団的自衛権も秘密のまま行使

秘密保護法は、集団的自衛権の行使とセットです。められ、国民の人権より大企業の利益を優先するものです。武力で平和は守れません。アメリカの「イスラム国」への攻撃は、「イスラム国」をますます増長させています。武力によらない解決方法を求められます。

これに反対する運動は、青年を先頭に全国各地でひろがっています。署名や集会、デモへの参加など、力をあわせましょう！

憲法をいかし実行しよう！

第30条 納税の義務

応能負担・累進課税が近代税制の原則

憲法第30条は、納税の義務を規定したものです。が、自民党の改憲草案では変更されていません。ちなみに、大日本帝国憲法第21条にもほぼ同じ規定がありました。納税の義務は、その国家が憲法に定められた目的を實現する財源保障として国民に求めた「義務」といえます。

しかし、その税負担を巡る歴史は、封建時代の重い年貢や太平洋戦争時

府職労府税支部 支部長 山崎 峰人

には戦費調達のための増税、国際的にみても、フランス革命やアメリカ独立宣言など、民主主義革命の中心には、必ず重税や不公平税制に対する国民の怒りがあり、日本でも一揆などが繰り返されました。

これらの歴史の上に立ち、国民が税制に対する決定権を持つこと、「経済的能力に応じて税を負担する」という応能負担・累進課税が近代税制の原則となりました。その財源により「健康で文化的な最低限度の生活を営

度でもあります。低所得者課税による強権徴収が社会問題に

しかし、この応能負担・累進課税の原則は大きく後退しています。83年には10%~75%（所得8千万円超）であった所得税率は、10%~40%（1

800万円超）に、法人税基本税率も87年の43.3%から25%へと大幅に減税されました。

住民税は三位一体改革により一律10%になり、総税負担は変わらないといながら、現実には住民税非課税であった人が課税となり、定率減税廃止と合わせて増税となりました。その後の勤労者所得の低下が拍車をかけて地方税滞納の激増を生み、「地方行革」による人員削減が税務職員の一

人当たり持ち件数を増大させ、地方税の強権的徴収が社会問題となつてい

所得税・法人税を抜き消費税率がトップに

そして消費税率です。消費税率は所得の低いものほ

ど負担が重い逆進性を持つものです。先の課税最低限度額も消費税率には存在しません。今年度政府予算の税収構造をみると、3%増税された消費税率（15兆3千億円）が個人所得税（14兆7千億円）、法人税（10兆円）を上回って税収トップとなりました。来年10月に消費税率が10%に増税されれば名実ともに基幹税となります。

消費税率は法人税の代替財源として財界・大企業が強く要求してきたものであり、「福祉目的」は口実で、消費税率の導入以来の税収累計は282兆円、法人税の減収累計は255兆円と、法人税減収分を消費税率で賄っています。また、多国籍企業による法人税の引下げ要

求は国際的な引下げ競争に発展しており、ギリシヤをはじめ国家財政を破たんさせるまでに深刻化しています。

租税法律主義のもと、税の創設・変更は常に税を負担する能力（担税力）があるかどうかを明らかにしなければなりません。消費税率増税に関しては、景気回復で賃金の上がる「だごう」という口実でしたが、4月の民間賃金を調査した国の人事院報告はわずか0.27%の賃上げを認めただけで、もっと賃金が低い地域があるとして来年4月には2%の引下げを勧告。大儲けしている大企業でさえ、引上げは月例給ではなく一時金のみです。バブル崩壊後20年、新自由主義改革により大

企業の利益が増えても国民には回らないことが、日本で、世界で証明されてきたことです。

大企業優遇あらため憲法をいかそう

財界の言う「国際競争力強化」のために、政府は税制のみならず、労働者保護・消費者保護のための規制を次々と撤廃する「新自由主義改革」を進め、貧困問題を深刻化させました。普通に働くことも普通に生活することもできないという現状は、日本国憲法に定められた政府の義務を放棄するものです。異常な大企業優遇を改め、労働者保護と消費拡大による実体経済の改善、日本国憲法の実現にこそ全力を挙げ

「九条の会・おおさか」11.21集会

手話通訳あり

大江健三郎さん
「私と九条」を語る

とき：11月21日(金) 18:30開会 (18:00開場)

ところ：エル・おおさか 大ホール
京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m
京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m

参加費1000円 学生500円
高校生以下・障がい者・介助者は無料

主催/九条の会・おおさか TEL:06(6365)9005

クロスワードクイズ

カギを解き、二重ワクに入る文字をアルファベット順に並べてできる言葉は何でしょう。

タテのキー

- ① 無用の礼儀。―― 廃止
- ② スギ―― 症
- ③ するめ〇〇、甲〇〇
- ④ 知る〇〇もない
- ⑤ 日頃の――を晴らす
- ⑥ 「注意」を示す信号の色
- ⑦ 5月5日に入る風呂
- ⑧ の激しい業界
- ⑨ 吹かば匂い起せよ
- ⑩ 逆ほ必ずしも〇〇ならず
- ⑪ 公的機関に属さないこと
- ⑫ 彼は永く画壇に――した
- ⑬ 翡翠。何と読む？
- ⑭ 遅く成長・成熟する品種
- ⑮ 針と〇〇
- ⑯ 遙か〇〇に一隻の船
- ⑰ 化により生産力増大
- ⑱ の沙汰とは思えない
- ⑲ せすに早く寝なさい
- ⑳ 失望。――のうちに帰国
- ㉑ 名、〇〇山、〇〇続
- ㉒ 〇〇もないのうろつく
- ㉓ アマチュアの対
- ㉔ 知的――をくすくすられる
- ㉕ 道路の修繕または開設
- ㉖ 犯人――容疑。物質――
- ㉗ 機知。とくさの――

三振

【解答】

クロスワード 10月号の解答と当選者

答え=環境こわすりニアは時代遅れ

当選者

高井みゆき (監査委員事務局)
西川 信 (茨木土木事務所)
松本 一己 (砂川厚生福祉センター)
奥野 伸一 (北河内府税事務所)
中西 清美 (岸和田土木事務所)

応募 府職労本部まで
締め切り 11月25日(火)

正解者の中から抽選で5人の方に図書カード(1000円分)を進呈します。①解答②お名前③支部分会職場名④最近のできごとやメッセージを書いて、府職労本部まで、届けて下さい(はがき、メールやファックスも可)。当選者は、次の1日号で発表します。メッセージは、つぶやきに採用させていただくことがありますので、匿名希望の方は、その旨お書き添え下さい。